

議案第46号

学校給食費無償化のため財政措置等の支援を求める意見書案について

沼田市議会会議規則第13条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

令和6年6月14日提出

沼田市議会議長 中村浩二様

提出者 総務文教常任委員会 委員長 桑原敏彦

賛成者 同 副委員長 小野塚正樹

同 同 委員 今成敦子

同 同 同 高柳勝巳

同 同 同 大島崇行

学校給食費無償化のため財政措置等の支援を求める意見書(案)

平成17年に食育基本法が制定されたことを踏まえた平成20年の学校給食法の改正により、同法の目的である学校における食育の推進が規定されたところである。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。

学校給食法では、学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであるとされている。

しかし、学校給食の無償化については、本市を含む一部の自治体において、すでに実施がされているものの、その財政負担は大きく、また、市町村財政を圧迫する懸念から実施に踏み切ることができない市町村も少なくない。

こうしたことを踏まえ、県内35市町村を包括する広域の地方自治体として、貴職に対し、以下の事項を実現されることを強く求めるものである。

- 1 国に対して学校給食費無償化に向け、費用負担を働きかけること。
- 2 国が公費負担を実施するまでの間、学校給食費の無償化に取り組める制度設計を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和6年 月 日

群馬県知事 様

沼田市議会議長 中 村 浩 二